=◎福祉政策動向（速報）【全社協　政策委員会】２０１２．１１．２１（水）==

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

○「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」は延期に

　社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会は、11 月 28 日、12 月７日に開催予定だったが、衆議院の解散など政治状況の変化を踏まえ、予定の部会開催が中止となった。次回の部会は、12 月下旬以降に設定し、約１カ月余の間をおいて再開される見通しである。

○「『保育所運営費の経理等について』の運用等について」一部改正される

　会計検査院は、平成 23 年度決算検査報告を作成し、11 月２日に内閣に送付した。

　会計検査院が行った検査の結果、21 都道府県に所在する 6,563 か所の民間保育所のうち 724 か所（全体の 11%）が平成 22 年度の当期末支払資金残高が運営費収入の 30%を超えていた。このため、厚生労働省に対し、「資金の流れ、会計状況が明確となる仕組みを設けること」「運営費の 30%を超える残高の是正措置を都道府県に対し通知すること」を求めていた。

　これを受け、厚生労働省は 11 月５日に「『保育所運営費の経理等について』の運用について」を一部改正し都道府県等あてに通知した。

 当期末支払資金残高が、当該年度の運営費収入の 30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、運営費収入の 30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、民間給与等改善費について加算が停止される。

【参考：取扱いの具体例】

平成 23 年度決算時に計上されている当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の 30%を超えていた場合

 ①将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、

②それでもなお、平成 24 年度決算時に計上された当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた運営費収入の 30%を超えている場合は、

③平成 25 年４月から平成 26 年３月までの間、民改費全額について加算を停止する。

平成 23 年度決算検査報告の概要（会計検査院ホームページ）

⇒　http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary23/pdf/fy23_3436_25.pdf